

小山市立豊田小学校学習用端末運用規定（令和 7 年度）

（趣旨）

第 1 条 この規定は、小山市立豊田小学校の学習用端末学習用端末学習用端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 学習用端末は、学校の教育課程に則した学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

（総責任者）

第 3 条 校内に管理の総責任者を置く。総責任者は学校長をもって充てる。

（管理責任者）

第 4 条 総責任者は学習用端末の適正な管理及び維持管理を行うために、管理責任者（教頭、担当等）を置く。

（使用責任者）

第 5 条 それぞれの授業担当者を使用責任者とする。

- 2 学校内の児童の使用にあたっては、使用責任者の指導の下、使用させる。
- 3 総責任者が学校外に持ち出す許可をしたときには、使用責任者が使用の注意を十分指導した上で、持ち出す。

（使用者）

第 6 条 使用者は、小山市立豊田小学校に在籍する児童及び教職員とする。管理責任者は使用者一覧名簿を作成しなければならない。

（使用者、使用責任者および管理責任者の責務）

第 7 条 使用者、使用責任者および管理責任者は、学習用端末の使用を適正に行うとともに、使用中の毀損、紛失、盗難等に十分注意しなければならない。その際に、管理責任者は学習用端末の適正管理のために、管理簿を作成しなければならない。

- 2 使用者は、使用責任者の指示に従い、使用しなければならない。
- 3 使用者は、学習用端末使用後、使用する際に作成されたデータを削除する。保存する場合は、決められたクラウドドライブ等に保存する。

（適正利用）

第 8 条 学習用端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法令第 48 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等の関係法律および小山市教育委員会が定める「学校教育情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

- （1）第 2 条の目的以外の利用
- （2）信用できる Wi-Fi 以外への接続
- （3）ID、パスワード及びパスコードの変更及び漏洩
- （4）個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- （5）学習に不必要な個人情報の入力
- （6）利用が許可されていないファイルへのアクセス
- （7）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用

- (8) 学習上必要のないサイトの閲覧
- (9) アプリ、ソフトなどのダウンロード
- (10) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為

(使用の制限)

第9条 使用責任者は、前条に規定する禁止行為を行ったり、指示に従わなかったりする使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、学習用端末の使用を制限し、その後、総責任者に報告する。

(障害・事故)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生したときは、ただちに使用責任者に報告しなければならない。

- (1) 学習用端末を毀損、紛失したとき、又は盗難にあったとき
 - (2) 学習用端末が正常に作動しなくなったとき
 - (3) ID、パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
 - (4) データの改ざん・抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルス等の侵入等、またはそれらの恐れがあるとき
- 2 前項のある障害・事故等が発生したときは、使用責任者は管理責任者に報告しなければならない。
- 3 故意による毀損、紛失したとき、又は盗難等で学習用端末の全部又は一部が使用することができなくなった場合、使用者は弁償しなければならない。ただし、総責任者が特に必要と認めたときは、代金の減額、又は免除することができる。

(生成AIの利用について)

第11条 生成AIの利用は、学習の質と効果を向上させることを目的とし、教育活動の中で、教職員の管理・指導の範囲で行う。

- 2 生成AIを利用する際には、個人情報の保護や著作権法などの関連法規を遵守する。
- 3 生成AIにより生成されたコンテンツは、不適切な使用をしない。

(個人情報の取扱)

第12条 小山市立豊田小学校・小山市教育委員会は、学校教育において、必要に応じ、児童生徒の個人情報を取得する。取得した個人情報は、学校及び教育委員会が管理するものとする。

- 2 取得した個人情報は、個人情報保護についての契約を交わした委託業者（アプリ運営会社等）にのみ提供する。取得した個人情報は、教育活動以外の目的で使用しない。

(その他)

第13条 学習用端末の利用に関して、本規定に定められていない事項が発生した場合には、話し合いの上、対処するものとする。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。